

新潟市境界確認事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市が管理する道路及び水路等公共の用に供されている土地とこれに隣接する土地との境界を確認するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(対象となる財産)

第2条 この要領の対象となる財産は、以下の土地とする。

- (1) 新潟市が管理する国道及び県道
- (2) 市道
- (3) 新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例（平成16年新潟市条例第91号）に定める法定外公共物

(申請適格者)

第3条 市長は、次の要件を具備する者（以下「申請人」という。）からの申請があった場合に境界確認を行うものとする。

- (1) 行為能力を有する者であること。
- (2) 申請地の所有権若しくは管理権を有しているか、又はこれらの者から委任を受けた者であること。

2 前項第2号にいう委任は、おおむね次のような場合である。

- (1) 測量士、土地家屋調査士等に境界確認に関する事務を委任するとき。
- (2) 共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき。
- (3) 遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。

(境界立会申請)

第4条 境界立会の申請は、境界立会申請書（様式第1号）によるものとし、申請書には次の書類を添付させるものとする。なお、原本還付はこれを妨げない。

- (1) 案内図 代表的目的物から現地までの経路を示すもの
- (2) 公図の写し 法務局備え付けの公図を転写し、転写年月日及び転写人の氏名を記載したもの
- (3) 所有権を確認できる書類 申請地の登記事項証明書の原本で、申請日の3月以内に交付を受けたもの。ただし、登記事項要約書に交付日及び申請人若しくは申請代理人の氏名が記載され、押印があるものについては、上記証明書に代えることができるものとする。
- (4) 現況平面図 縮尺は200分の1から500分の1程度のもの
- (5) 委任状（様式第2号） 申請を委任する場合は添付する。なお、申請地が共有地である場合に、他の共有者から委任を受けた共有代表者が、さらに土地家屋調査士などに委任する場合は、他の共有者から複代理人の選任についての権限も委任されていることを要する。
- (6) 代表者事項証明書及び印鑑証明書 申請日の3月以内に交付を受けたもので、申請地の所有者が法人の場合に添付する。
- (7) 戸籍謄本等 相続登記が未了の場合、相続人であることを示す関連図及び

戸籍謄本等を添付する。また、法定相続によらないときは、遺産分割協議書等も必要となる場合がある。

- (8) 住民票等 登記事項証明書記載の所有者の住所が現住所と異なる場合は、住所沿革が判明する資料（住民票、住居表示変更証明書、戸籍の附票、商業登記事項証明書等）を添付する。
- (9) その他参考図面 境界を確認するうえで参考となる地積測量図、分筆図、古図、地引図等の資料があれば添付する。

（事前調査等）

第5条 立会担当職員は、当該地について事前の資料収集等に努めるものとし、申請人に対しては、申請地と隣接する土地の所有者等関係者へ立会を依頼すること及び事前に仮杭を打設する等の指示を出しておくものとする。

（現地における立会）

第6条 現地における立会は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 現地においては申請人並びに申請地と隣接する土地の所有者と立会うことを原則とするが、法定外公共物である道路及び水路にあっては、必ず申請地と当該財産を隔てて対向する側の土地の所有者とも立会いのうえ、協議を行うこと。
- (2) 公共物が土地改良施設である場合は、関係土地改良区の協力を得るようにするとともに、地元精通者などに対して、必要に応じて立会いを依頼する。
- (3) 確認にあたっては、公図、付近の地形、地物、前後の見通し、立会者の意見をしんしゃくして、公平妥当な境界を見つけ出すよう努力する。

（境界に係る事前協議の報告）

第7条 立会担当職員は、立会関係者による事前協議がまとまったときは、境界の基本点及び曲り点を明示した図面（以下「境界を示す図面」という。）を以下の事項に留意のうえ申請人に作成させた後、事前協議の内容について、当該図面を添付して市長に報告するものとする。

- (1) 事前協議済みの境界に係る測点には引照点を2点以上取ること。この際、引照点は不動点とし、座標における数値化をすること。なお、公益に関する事業を行うための境界確認に伴って図面を作成する場合は別途協議とする。
- (2) 図面右下に、測量者の氏名、資格、測量年月日を記入して、職印を押印すること。
- (3) 法定外公共物に係る図面においては、対向地並びに隣接地所有者による承諾の記名押印を必要とし、図面内に記載できない場合は別紙承諾書として作成すること。

（境界協議の成立）

第8条 市長は、前条の報告により、境界に関する協議が成立したと認めるときは、原則として新潟市が支給する境界標を、関係所有者立会いのうえで申請人に設置させるものとする。

（境界確認書の交付申請）

第9条 境界確認書の交付申請は、境界立会申請時に確認書を必要とするか否かを選択することをもってこれに換えるものとし、申請人が確認書の交付を希望

する場合は、土地所有者が記名押印した境界確認書（様式第3号）を2部提出させ、決裁後は申請人に1部を交付するものとする。なお、境界確認書には以下の図面等を添付させるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 境界を示す図面 原則として境界標設置後の測点を撮影した画像を図面内に貼付するか又は別紙として添付する。
- (4) 横断面図 縮尺は50分の1から100分の1程度のもの。
- (5) その他必要と思われる書類

（協議不調の場合の措置）

第10条 立会の結果、境界に関する協議が成立する見込みがないときは、立会担当職員は、市長に確認協議不調の報告をしなければならない。

2 市長は、前項による報告を受けた場合において、協議不調がやむを得ないものと認めるときは、当該報告書とともに境界確認申請書を保管するものとする。

（取得時効との関係）

第11条 法定外公共物について、申請人が取得時効を主張しているときは、境界確認は行わず、その取扱いを財務部と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月30日から施行する。

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請人 住所
氏名
電話

印

境界立会申請書

下記公共用財産の境界を確認くださるようお願いします。

記

1 申請物件名

- 国道 号
 県道 線
 市道 線
 法定外公共物（道路・水路）

2 申請場所の土地の表示，地目，及び地積

所在地	地目	地積

3 申請を必要とする理由

4 確認書交付の要否

必要 ・ 不要

添付書類

- 1 申請地付近案内図
- 2 公図等の写し
- 3 現況平面図
- 4 その他関係図面

- 注
- 1 代理人申請の場合はその旨明記してください。
 - 2 申請物件名は国道・県道及び市道においては路線名を，法定外公共物においては道路又は水路の別を記載してください。
 - 3 境界立会までに必要な仮杭を打っておいてください。
 - 4 必要に応じて利害関係人の同意書を添付してください。

委任状

代理人 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

私は上記の者を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

年 月 日

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

境界確認を求める土地の表示

所在地	地目	公簿面積	備考

上記土地と公共用財産の境界を確認するための一切の権限

新 第 号
年 月 日

境 界 確 認 書

1 土地の所在

申 請 地 新潟市

地 目

地 積

2 立会年月日 年 月 日

3 境界杭の番号及び位置 別添実測図のとおり

4 その他参考となる事項

5 添付図面 位置図，公図等の写し，実測図，横断面図

申請地土地所有者

住 所

氏 名

印

新潟市長

公印

注 利害関係人があるときは，適宜署名欄を設けてください。